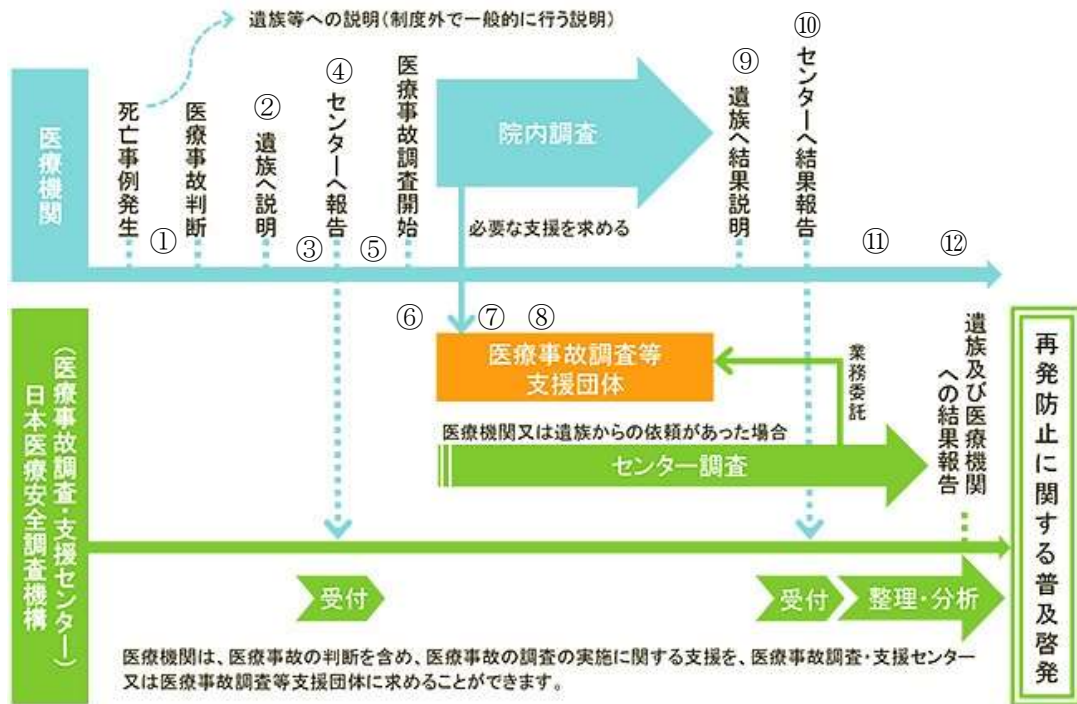


◇医療事故調査・支援センターへ報告する場合の流れ◇



①県医師会担当理事と相談（報告するしないの決定はあくまでも医療機関管理者が行う）。

②遺族にセンターへ報告することを説明。Ai や解剖が必要な場合は承諾を得ます。

承諾が得られなければ、同意しない旨の念書をとります。

③Ai、解剖、搬送手配について

Ai・解剖については大分大学の連絡先等が下記のホームページに記載されています。

遺体の搬送が必要な場合は、下記の連絡先で、紹介を受けて下さい。

大分大学 基礎医学画像センター <http://www.med.oita-u.ac.jp/aicenter/>

〃 受託病理解剖について http://www.med.oita-u.ac.jp/campus/jutaku_byorikaibo.html

全日本葬祭業協同組合連合会 大分県 / 幸葬儀社内（幸）

TEL 097-535-1742 FAX 097-536-1021

④医療事故調査・支援センターへ報告

医療機関の管理者は、医療事故発生時に、**医療事故報告**を書面、または Web 登録のいずれかの方法で、医療事故調査・支援センターへ報告します。

https://www.medsafe.or.jp/modules/medical/index.php?content_id=10

⑤医療事故調査の保険について

診療所及び199床以下の病院の管理者（A①会員に限る）は「日本医師会・医療事故調査費用保険」が適用されます。日医医賠責対策課へ「**日本医師会・医療事故調査費用保険事故連絡書**」にて報告が必要です。可能ならセンターへ提出した「医療事故報告」を添付して下さい。受理されると保険会社から書類の送付があります。

それ以外の保険に加入している場合も、手続きの必要があります（加入先の保険会社にお問い合わせ下さい）。

⑥聞き取り調査

県医師会担当理事等が当該医療機関を訪問し、当事者等から話を伺います。それを受け、院内調査に加わる外部委員の選定を行います。

- ・担当理事と日程の調整を行います。

- ・準備物

カルテ、看護記録、検査・画像データ、同意書、処方せん、服薬指導書、手術・麻酔・検査・処置記録、医療事故に関連したと思われる医薬品（保全）、医療事故に関連したと思われる医療機器（保全）、血液・尿等の検体（確認・保全）

- ・出席者

当該医療従事者・医療安全担当者・その他関係者等

※責任追及ではないこと、ヒアリングの結果は内部資料とし、基本的には開示しないことを伝える。

⑦院内事故調査委員会外部委員選任

推薦依頼(書) をいただきましたら、専門医の推薦を県医師会から行います。

専門医の所属医療機関と旅費日当等（支払い方法、金額等）について調整をお願いします。

※基本的には自院の旅費規程に則り、お支払い下さい。保険に加入している場合は後から保険金が支払われます。

⑧医療事故調査委員会（3回程度、3～6ヵ月間程度）

推薦委員と日程調整をして、調査委員会を開催し、事故調査報告書を作成していただきます。

⑨遺族へ結果説明

調査終了後、遺族の希望する方法（口頭、書面、又は両者）で説明します。その際、当該医療従事者は必ず匿名化します。

⑩センターへ調査結果報告

管理者は、省令で定める事項を書面又は Web 上のシステムでセンターへ報告します。

https://www.medsafe.or.jp/modules/medical/index.php?content_id=18

管理者が講ずる再発防止策を検討した場合は記載します。センターへの報告書には、内部資料は添付する必要はありません。

⑪大分県医師会へ調査結果報告

センターへ提出した報告書をお送り下さい。（送付先：fukusi@oita.med.or.jp）

⑫日本医師会・医療事故調査費用保険 保険金請求手続き

保険会社から受け取った必要提出書類を提出して下さい。センターへ提出した「事故調査結果報告書」のコピーが必要です。

※センターへ調査結果を報告しなければ、保険金は支払われません。